青森県受動喫煙防止条例案の内容に係る意見照会結果

○:要件を満たせば設置可能 ▲:設置しないよう努める ×:設置してはならない

【資料２】

（1）第1種施設について

回答者	井原委員 弘前大学大学院 医学研究科	藤野委員 青森県立中央病院	鈴木委員 青森県医師会	小林委員 青森県歯科医師会	磯木委員 青森県薬剤師会	柾谷委員 青森県看護協会	田中委員 青森県産婦人科医会	佐藤委員 青森県市町村保健師活動協議会	髙田委員 全国健康保険協会青森支部	葛西委員 青森商工会議所
施設種別等	喫煙場所 / 特定屋外 / 喫煙専用室 / 専用喫煙室 / 指定たばこ喫煙可能室 / 喫煙目的室 / 意見等	喫煙場所 / 特定屋外 / 喫煙専用室 / 専用喫煙室 / 指定たばこ喫煙可能室 / 喫煙目的室 / 意見等	喫煙場所 / 特定屋外 / 喫煙専用室 / 専用喫煙室 / 指定たばこ喫煙可能室 / 喫煙目的室 / 意見等	喫煙場所 / 特定屋外 / 喫煙専用室 / 専用喫煙室 / 指定たばこ喫煙可能室 / 喫煙目的室 / 意見等	喫煙場所 / 特定屋外 / 喫煙専用室 / 専用喫煙室 / 指定たばこ喫煙可能室 / 喫煙目的室 / 意見等	喫煙場所 / 特定屋外 / 喫煙専用室 / 専用喫煙室 / 指定たばこ喫煙可能室 / 喫煙目的室 / 意見等	喫煙場所 / 特定屋外 / 喫煙専用室 / 専用喫煙室 / 指定たばこ喫煙可能室 / 喫煙目的室 / 意見等	喫煙場所 / 特定屋外 / 喫煙専用室 / 専用喫煙室 / 指定たばこ喫煙可能室 / 喫煙目的室 / 意見等	喫煙場所 / 特定屋外 / 喫煙専用室 / 専用喫煙室 / 指定たばこ喫煙可能室 / 喫煙目的室 / 意見等	喫煙場所 / 特定屋外 / 喫煙専用室 / 専用喫煙室 / 指定たばこ喫煙可能室 / 喫煙目的室 / 意見等
幼稚園 小・中・高等学校 特別支援学校	▲ / 法により設置対象外 / （なし）	× ▲ × / 法により設置対象外 / （なし）	▲ / 法により設置対象外 / （なし）	▲ / 法により設置対象外 / （なし）	× / 法により設置対象外 / （なし）	× / 法により設置対象外 /	▲ / 法により設置対象外 / （なし）	▲ / 法により設置対象外 / （なし）	▲ / 法により設置対象外 / （なし）	▲ / 法により設置対象外 / （なし）
高等専門学校	▲ / 法により設置対象外 / （なし）	▲ / 法により設置対象外 / （なし）	▲ / 法により設置対象外 / （なし）	▲ / 法により設置対象外 / （なし）	▲ / 法により設置対象外 / （なし）	▲ / 法により設置対象外 / （なし）	▲ / 法により設置対象外 / （なし）	▲ / 法により設置対象外 / （なし）	▲ / 法により設置対象外 / （なし）	▲ / 法により設置対象外 / （なし）
専修学校	○ / （なし）	○ / （なし）	○ / （なし）	○ / （なし）	▲ / （なし）	○ / （なし）	▲ / （なし）	○ / （なし）	○ / （なし）	○ / （なし）
大 学	○ / （なし）	○ / （なし）	○ / （なし）	○ / （なし）	▲ / （なし）	○ / （なし）	○ / （なし）	○ / （なし）	○ / （なし）	○ / （なし）
病 院 診療所 歯科診療所 助産所	▲ / （なし）	▲ / （なし）	▲ / （なし）	▲ / （なし）	▲ / （なし）	× / （なし）	▲ / （なし）	▲ / （なし）	▲ / （なし）	▲ / 妊産婦への配慮は特に必要
薬局、介護老人保健施設、介護医療院等	○ / （なし）	▲ / （なし）	○ / （なし）	○ / （なし）	▲ / （なし）	○ / （なし）	▲ / （なし）	○ / （なし）	○ / （なし）	○ / （なし）
保育所 認定こども園	▲ / （なし）	× / （なし）	▲ / （なし）	▲ / （なし）	× / （なし）	× /	▲ / （なし）	▲ / （なし）	▲ / （なし）	▲ / 子どもへの配慮は特に必要
児童福祉施設等	▲ / （なし）	× / （なし）	▲ / （なし）	▲ / （なし）	▲ / （なし）	× /	▲ / （なし）	▲ / （なし）	▲ / （なし）	▲ /
官公庁施設 (行政部門庁舎)	○ / （なし）	○ / （なし）	○ / （なし）	○ / （なし）	○ / （なし）	× / 官公庁として模範を示すべきと考える	○ / （なし）	○ / （なし）	▲ /	○ / （なし）

・子どもを対象とした施設なので、設置しない方向を示した方がよい

・未確認だが、福島県において子どもや妊産婦の受動喫煙について検討を続けていると考えられるため、本県も先を見据える必要があると考える

たばこ産業との関わりで難しいかもしれないが、行政側の意欲を見せることも大切

（2）第2種施設について

	井原委員	藤野委員	鈴木委員	小林委員	磯木委員	柾谷委員	田中委員	佐藤委員	髙田委員	葛西委員
第2種施設 すべて	法により設置対象外 / ○ / （なし）	法により設置対象外 / ○ / （なし）	法により設置対象外 / ○ / （なし）	法により設置対象外 / ▲ / （なし）	法により設置対象外 / ○ / （なし）	法により設置対象外 / ○ / （なし）	法により設置対象外 / ○ / （なし）	法により設置対象外 / ○ / （なし）	法により設置対象外 / ○ / （なし）	法により設置対象外 / ○ / 事業者への一定の配慮は必要

（3）（1）及び（2）以外の本県の独自規定についての御意見

井原委員	藤野委員	鈴木委員	小林委員	磯木委員	柾谷委員	田中委員	佐藤委員	髙田委員	葛西委員
（特になし）	（ウ） 第1種施設において、特に子どもに対しては、確実に受動喫煙から隔離するように強く対応したい	（ア） 県民すべてが、子どもや妊産婦に対して受動喫煙を生じさせないよう配慮する旨の規定を置いた方がよい	（特になし）	（ア） 県民全てが、子どもや妊産婦に対して受動喫煙を生じさせないよう配慮する旨の規定を置いた方がよい	（ア） 県民全てが、子どもや妊産婦に対して受動喫煙を生じさせないよう配慮する旨の規定を置いた方がよい	（イ） 子供や妊産婦に対しての受動喫煙を防止することは努力義務とすべき	（ア） これまでも子どもを受動喫煙から守ることに重点を置いてきたと思われ、子どもや妊産婦に関する規定を設けた方がよいと考える		（ア） 県民全てが、子どもや妊産婦に対して受動喫煙を生じさせないよう配慮する旨の規定を設けるべき

（4）その他御意見等

井原委員	藤野委員	鈴木委員	小林委員	磯木委員	柾谷委員	田中委員	佐藤委員	髙田委員	葛西委員
（特になし）	（特になし）	（特になし）	（特になし）	（カ） 条例の周知について、TVCM（費用が許せば）や、予算次第で、新聞折り込みチラシ等のアナログ媒体を活用して行いたい。	（ク） 路上喫煙を禁止できるよう、市町村と連動した取組をお願いしたい	（ク） ・路上喫煙（歩きたばこ）や吸い殻のポイ捨ても禁止の方向で検討すべき ・とにかくタバコを覚えさせないよう、中高生への禁煙教育も重要 （キ）	（オ） 改正健康増進法が施行され2年以上経っており、できるだけ早く条例を制定し、受動喫煙防止を推進すべきと考える	（カ） 医療保険者として、県内の加入事業所に対し、保有する広報媒体（ホームページやメルマガ等）にて周知活動していく	（オ） 議論が整理され次第、早期の条例施行を期待したい

青森県受動喫煙防止条例案の内容に係る意見照会結果

○:要件を満たせば設置可能 ▲:設置しないよう努める ×:設置してはならない

【資料２】

（1）第1種施設について

回答者	浪内委員 青森県料理飲食業生活衛生同業組合								福士委員 青森県旅館ホテル生活衛生同業組合								山内委員 日本労働組合総連合会 青森県連合会							
施設種別等	喫煙場所	特定屋外	喫煙専用室	専用喫煙室	指定たばこ	喫煙可能室	喫煙目的室	意見等	喫煙場所	特定屋外	喫煙専用室	専用喫煙室	指定たばこ	喫煙可能室	喫煙目的室	意見等	喫煙場所	特定屋外	喫煙専用室	専用喫煙室	指定たばこ	喫煙可能室	喫煙目的室	意見等
幼稚園 小･中･高等学校 特別支援学校	▲	法により設置対象外						（なし）	▲	法により設置対象外						（なし）	▲	法により設置対象外						（なし）
高等専門学校	▲							（なし）	▲							（なし）	▲							（なし）
専修学校	○							（なし）	○							（なし）	○							（なし）
大 学	○							（なし）	○							（なし）	○							（なし）
病 院 診療所 歯科診療所　助産所	○							（なし）	○							（なし）	▲							（なし）
薬局､介護老人保健施設､介護医療院等	○							（なし）	○							（なし）	○							（なし）
保育所 認定こども園	▲							（なし）	▲							（なし）	▲							（なし）
児童福祉施設等	▲							（なし）	▲							（なし）	▲							（なし）
官公庁施設 (行政部門庁舎)	○							（なし）	○							（なし）	○							（なし）

回答者	黒沢委員 青森県理容生活衛生同業組合								小鹿委員 青森県市長会								原田委員 青森県町村会							
施設種別等	喫煙場所	特定屋外	喫煙専用室	専用喫煙室	指定たばこ	喫煙可能室	喫煙目的室	意見等	喫煙場所	特定屋外	喫煙専用室	専用喫煙室	指定たばこ	喫煙可能室	喫煙目的室	意見等	喫煙場所	特定屋外	喫煙専用室	専用喫煙室	指定たばこ	喫煙可能室	喫煙目的室	意見等
幼稚園 小･中･高等学校 特別支援学校	▲	法により設置対象外						（なし）	▲	法により設置対象外						（なし）	▲	法により設置対象外						（なし）
高等専門学校	▲							（なし）	▲							（なし）	▲							（なし）
専修学校	○							（なし）	▲							（なし）	○							（なし）
大 学	○							（なし）	▲							（なし）	○							（なし）
病 院 診療所 歯科診療所　助産所	▲							（なし）	▲							（なし）	▲							（なし）
薬局､介護老人保健施設､介護医療院等	▲							（なし）	▲							（なし）	▲							（なし）
保育所 認定こども園	▲							（なし）	▲							（なし）	▲							（なし）
児童福祉施設等	▲							（なし）	▲							（なし）	▲							（なし）
官公庁施設 (行政部門庁舎)	▲							（なし）	▲							（なし）	○							（なし）

回答者	渡辺委員 青森県高等学校長協会								齋藤委員 青森県保健所長会								（参考） 福島県条例						
施設種別等	喫煙場所	特定屋外	喫煙専用室	専用喫煙室	指定たばこ	喫煙可能室	喫煙目的室	意見等	喫煙場所	特定屋外	喫煙専用室	専用喫煙室	指定たばこ	喫煙可能室	喫煙目的室	意見等	喫煙場所	特定屋外	喫煙専用室	専用喫煙室	指定たばこ	喫煙可能室	喫煙目的室
幼稚園 小･中･高等学校 特別支援学校	▲	法により設置対象外						（なし）	▲	法により設置対象外						（なし）	▲	法により設置対象外					
高等専門学校	▲							（なし）	▲							（なし）	▲						
専修学校	○							（なし）	▲							（なし）	○						
大 学	○							（なし）	▲							（なし）	○						
病 院 診療所 歯科診療所　助産所	▲							子どもや妊産婦への配慮から、医療機関も▲印が妥当	▲							（なし）	○						
薬局､介護老人保健施設､介護医療院等	○							（なし）	▲							（なし）	○						
保育所 認定こども園	▲							（なし）	▲							（なし）	▲						
児童福祉施設等	▲							（なし）	▲							（なし）	▲						
官公庁施設 (行政部門庁舎)	○							（なし）	▲							（なし）	○						

（2）第2種施設について

回答者	浪内委員	福士委員	山内委員	黒沢委員	小鹿委員	原田委員	渡辺委員	齋藤委員	（参考）福島県条例
第2種施設すべて	法により設置対象外 ○ （なし）	法により設置対象外 ○ （なし）	法により設置対象外 ○ （なし）	法により設置対象外 ○ （なし）	法により設置対象外 ▲ （なし）	法により設置対象外 ○ （なし）	法により設置対象外 ○ 改正法が「条件を満たせば喫煙場所等の設置可能」との内容であれば、法に沿った考え方をすべき	法により設置対象外 ○ （なし）	法により設置対象外 ○

（3）（1）及び（2）以外の本県の独自規定についての御意見

浪内委員	福士委員	山内委員	黒沢委員	小鹿委員	原田委員	渡辺委員	齋藤委員
（ア） ・子どもや妊産婦に対して受動喫煙を生じさせないよう配慮する旨の規定を条例案に置くことは反対しない ・福島県条例のように、固有名詞化した空間（車の中など）については記載すべきでない	（ケ） ・改正健康増進法に準拠すべき ・第1種施設（特定屋外喫煙場所）で20歳未満の者が多く立ち入る施設は「設置しないよう努める」旨規定する	（ケ） ①喫煙者は吸わない人への配慮を行い、吸わない人は喫煙者への理解を進める、このバランスが重要 ②条例によって屋内喫煙場所を作らせないことで、喫煙者を減らそうとすることは人権に関わる部分であり、あまり好ましいものではないと考える ③喫煙場所を減らせば、吸える場所へ喫煙者は集まり、環境や美化の部分ではむしろ問題が大きくなると思う ④受動喫煙対策が進めば、喫煙者も減少してくるのでは。値上げへの対処や職場・生活環境の変化によって自らの判断での禁煙を進め、喫煙者を減らす取組へ繋がる ⑤分煙環境整備が重要であり、コロナ禍において厳しい環境にある飲食・宿泊業界への配慮を行う意味でも、共存共栄の中で対策を進めるべきで、喫煙場所そのものを作らせない内容の条例化には反対	（特になし）	（ア） 県民すべてが、子どもや妊産婦に対して受動喫煙を生じさせないよう配慮する旨の規定を置いた方がよい	（特になし）	（特になし）	（特になし）

（4）その他御意見等

浪内委員	福士委員	山内委員	黒沢委員	小鹿委員	原田委員	渡辺委員	齋藤委員
（エ）	（ケ） 改正法に準拠することを原則として考え、条例の制定（規制対象）は、ごく一部に限られたものでよい（ex.第1種施設で20歳未満立入禁止対象施設）		（特になし）	（カ） 条例案について、市町村に丁寧に説明いただきたい	（カ） ・条例施行に当たっては、可能な限り県が主体となり、市町村の関与・負担を少しでも軽減するような立て付けとしていただきたい （カ） ・県民への周知に当たっては、EBPMの視点（どのような抑制的な行動が健康に好影響を与えるのかを具体的に数値的な根拠を持って示す等）や、行動経済学的な視点（ちょっとした工夫で受動喫煙を防ぐことを後押しできる環境づくり）を活用いただくようお願いしたい	（特になし）	（特になし）